

平成17年4月1日

北九州市長
末吉 興一 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意見書

公立大学法人北九州市立大学に係る業務方法書について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第22条に規定する業務方法書については、申請のとおり認可することが適当である。